

## 合併浄化槽設置

### 補助金について

水道環境課 工務係

☎内線  
2125

トイレ、台所、風呂、洗濯など、私たちが生活の中で利用した水は、生活排水として排出されています。

町では、生活排水による河川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全をはかるために合併浄化槽の設置に対して補助制度を制定し、設置の推進をしています。

#### □対象地域

公共下水道区域及び農業集落排水事業にと

#### りこめない区域

#### □補助金額(最大)

- 5人槽 44万4千円
- 7人槽 56万3千円
- 10人槽 92万4千円

#### □その他

補助金は年度ごとの予算の範囲内で交付されるため、補助金交付申請時に当年の受付が締め切られている場合があります。

補助金は補助金交付申請書が提出された順に受け付けています。

## 耐震シエルター設置(寝室等に設ける器具)事業 補助制度について

建設課 建築住宅係

☎内線  
2318

高齢者の方など、災害時に援護を要する方の生命を守る目的として、木造住宅の耐震シエルター整備をお考えの方に費用の一部を補助いたします。(限度額30万円)

### 耐震シエルター設置補助制度

#### 申込要件(次の要件をすべて満たすこと)

- ・昭和56年5月31日以前に着工された、2階以下の木造一戸建て住宅であること。
- ・前述の木造住宅を所有する方。
- ・木造住宅耐震診断をすでに行っており、診断の結果が、上部構造評点0.7未満であること。
- ・耐震改修工事の補助金の交付を受けていないこと。

・次の方が居住している住宅であること。

○補助金を申請する年度の末日において満65歳以上の方

○障がいのある方

○要介護認定または要支援認定を受けた方  
過去に補助を受けて、耐震シエルターを設置していないこと。

(補助を受けて設置できる耐震シエルターは一つのみ)

- ・町税の滞納がないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

【注意事項】木造耐震診断を行っていない方が耐震シエルター設置補助申請を行おうとする場合は、まず今年度、木造耐震診断を受けていただく必要があります。耐震シエルター設置補助申請は翌年度となります。(診断の結果、耐震シエルター設置補助申請の対象外となる場合もあります。)

対象となる耐震シエルターの名称	会社名
1 木質耐震シエルター	(株)一条工務店
2 シェルキューブ シェルキューブR	(株)デリス建築研究所
3 剛建	(有)宮田鉄工
4 シェル太くん	(株)ヤマヒサ
5 レスキュールーム	(有)ヤマニヤマシヨウ
6 鋼耐震	(株)東武防災建設

